

国立大学法人京都大学旅費規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) 赴任 新たに採用され、又は配置換を命ぜられた職員等の住所又は居所が通勤基準外地区にある場合において、その採用又は配置換に伴い、住所又は居所を移転し、及び勤務場所に出勤することをいう。</p> <p>(3) } (略)</p> <p>(4) } (略)</p> <p>(5) 交通費 鉄道、バス、船舶又は航空機の利用に係る運賃又は料金並びに特別車両料金をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 部局長 前号の研究科、附置研究所、附属図書館及び医学部附属病院の長並びに副学長及び機構長(組織規程第3章第9節に定める機構の長をいう。)をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(旅費の支給等)</p> <p>第4条 職員等が出張し、又は赴任した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。ただし、当該出張に係る旅費について本学以外の機関から支給を受ける場合及び国立大学法人京都大学教員就業特例規則第11条に定める研修に係る出張については、この限りでない。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 } (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(旅費の請求等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、外国への出張その他多額の費用を要するものについては、その利用する交通手段及び路程並びにその態様等に応じ、当該職員等、当該職員等以外の者又は招へい責任者の請求に基づき概算により旅費を支給することができる。</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 } (略)</p> <p>5 } (略)</p> <p>6 } (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 } (同左)</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(2) 赴任 新たに採用され、又は配置換を命ぜられた職員等の住所又は居所が通勤基準外地区にある場合において、その採用又は配置換に伴い、住所又は居所を移転し、旧住所又は旧居所から新住所又は新居所まで旅行することをいう。</p> <p>(3) } (同左)</p> <p>(4) } (同左)</p> <p>(5) 交通費 鉄道、バス、船舶又は航空機の利用に係る運賃又は料金及び特別車両料金並びに自家用車の使用に係る車賃をいう。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) 部局長 前号の研究科、附置研究所、附属図書館及び医学部附属病院の長並びに副学長、機構長(組織規程第3章第9節に定める機構等の長をいう。)及び物質-細胞統合システム拠点の長をいう。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(旅費の支給等)</p> <p>第4条 職員等が出張し、又は赴任した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。ただし、当該職員等が、別に定めるところにより、旅費の一部又は全部を旅行代理店又は宿泊施設等に支払うことを請求した場合、当該出張に係る旅費について本学以外の機関から支給を受ける場合及び国立大学法人京都大学教員就業特例規則第11条に定める研修に係る出張については、この限りでない。</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 } (同左)</p> <p>4 } (同左)</p> <p>(旅費の請求等)</p> <p>第6条 (同左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、外国への出張その他多額の費用を要するもの又は旅費支給の都合上必要と認められるものについては、その利用する交通手段及び路程並びにその態様等に応じ、当該職員等、当該職員等以外の者又は招へい責任者の請求に基づき概算により旅費を支給することができる。</p> <p>3 } (同左)</p> <p>4 } (同左)</p> <p>5 } (同左)</p> <p>6 } (同左)</p>

改正前			改正後		
別表 第1表 (交通費)			附則 この規程は、平成23年7月1日から施行する。		
			別表 第1表 (交通費)		
旅費の種類	支給の対象	金額	旅費の種類	支給の対象	金額
交通費			交通費		
鉄道賃	(略)		鉄道賃	(同左)	
バス賃			バス賃		
船賃	<p>1 その乗船に要する運賃(①運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び部局長にあっては上級の運賃、職員にあっては中級の運賃及びその他(第2表及び第3表のその他の区分に該当する者をいう。以下本表において同じ。)にあっては下級の運賃、②運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び部局長にあっては上級の運賃並びに職員及びその他の場合にあっては下級の運賃)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p>	(略)	船賃	<p>1 その乗船に要する運賃(①運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び部局長にあっては上級の運賃、<u>教授、准教授、部課長級及び教職員</u>にあっては中級の運賃及びその他(第2表及び第3表のその他の区分に該当する者をいう。以下本表において同じ。)にあっては下級の運賃、②運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び部局長にあっては上級の運賃並びに<u>役員及び部局長以外の者</u>にあっては下級の運賃)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p>	(同左)
航空賃	内国旅行 (略)	(略)	航空賃	内国旅行 (同左)	(同左)
	外国旅行			外国旅行	
	<p>1 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、総長にあっては最上級の運賃、役員(総長を除く。)及び部局長にあっては最上級の直近下位の級の運賃、職員及びその他にあっては最上級の2位下位の級の運賃</p> <p>2 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、役員及び部局長にあっては上級の運賃、職員及び<u>その他</u>にあっては下級の運賃</p> <p>3 (略)</p>			<p>1 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、総長にあっては最上級の運賃、役員(総長を除く。)及び部局長にあっては最上級の直近下位の級の運賃、<u>役員及び部局長以外の者</u>にあっては最上級の2位下位の級の運賃</p> <p>2 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、役員及び部局長にあっては上級の運賃、役員及び<u>部局長以外の者</u>にあっては下級の運賃</p> <p>3 (同左)</p>	
	車賃	<p>自家用車により走行した距離に応じた1km当たりの定額</p>	<p>1km当たり10円を乗じた額</p>		

改 正 前	改 正 後
<p>備考：1 職員等が私事等で勤務地以外の地に滞在する場合又は職員等以外の者が用務地の近辺に居住地等を有する場合で、その滞在地等から旅行することが勤務地から旅行するよりも合理的かつ経済的な場合は、当該滞在地等から旅行することができるものとする。</p> <p>2 鉄道賃の項の3による特別車両料金並びに航空賃の項の外国旅行の1及び2に係る職員の運賃については、特にその利用が必要なものとして別に定めるもの限り、部局長と同基準とすることができる。</p>	<p>備考：1 職員等が私事等で勤務地以外の地に滞在する場合又は職員等若しくは職員等以外の者が用務地の近辺に居住地等を有する場合で、その滞在地等から旅行することが勤務地から旅行するよりも合理的かつ経済的な場合は、当該滞在地等から旅行することができるものとする。</p> <p>2 鉄道賃の項の3による特別車両料金並びに航空賃の項の内国旅行の2による運賃等並びに外国旅行の1及び2に係る役員及び部局長以外の者の運賃については、特にその利用が必要なものとして別に定めるもの限り、部局長と同基準とすることができる。</p> <p>3 車賃の項の距離について、<u>1km未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>

第2表 (内国旅行に係る日当及び宿泊料)

旅費の種類	支給の対象	金額	
日 当	(略)	役員 部局長	3,000 円
		職 員	<u>2,000</u> 円
		その他	1,500 円
宿泊料	(略)	役員 部局長	14,000 円
		職 員	<u>12,000</u> 円
		その他	8,500 円

備考：(略)

第3表 (外国旅行に係る日当及び宿泊料)

旅費の種類	支給の対象	金額			
		指定都市	甲 地	乙 地	
日 当	(略)	役員 部局長	8,000 円	7,000 円	5,000 円
		職 員	7,000 円	6,000 円	5,000 円
		その他	5,000 円	4,000 円	3,500 円

第2表 (内国旅行に係る日当及び宿泊料)

旅費の種類	支給の対象	金額	
日 当	(同 左)	役員 部局長	3,000 円
		教 授 准教授 部課長級	<u>2,500</u> 円
		教職員	<u>2,200</u> 円
		その他	1,500 円
宿泊料	(同 左)	役員 部局長	14,000 円
		教 授 准教授 部課長級	<u>13,000</u> 円
		教職員	<u>10,900</u> 円
		その他	8,500 円

備考：(同 左)

第3表 (外国旅行に係る日当及び宿泊料)

旅費の種類	支給の対象	金額			
		指定都市	甲 地	乙 地	
日 当	(同 左)	役員 部局長	8,000 円	7,000 円	5,000 円
		教 授 准教授 部課長級	7,000 円	6,000 円	5,000 円
		教職員	<u>6,200</u> 円	<u>5,200</u> 円	<u>4,200</u> 円
		その他	5,000 円	4,000 円	3,500 円

改正前						改正後					
宿泊料	(略)	役員 部局長	25,000 円	21,000 円	17,000 円	宿泊料	(同左)	役員 部局長	25,000 円	21,000 円	17,000 円
		職員	22,000 円	18,000 円	15,000 円			教授 准教授 部課長級	22,000 円	18,000 円	15,000 円
		その他	16,000 円	13,000 円	10,000 円			教職員	19,300 円	16,100 円	12,900 円
								その他	16,000 円	13,000 円	10,000 円

備考：(略)

備考：(同左)

第4表 (内国における赴任に係る移転料)

第4表 (内国における赴任に係る移転料)

旅費 の種類	支給の対象		金額
			(略)
移転料	(略)	役員 部局長	(略)
		職員	

備考：(略)

旅費 の種類	支給の対象		金額
			(同左)
移転料	(同左)	役員 部局長	(同左)
		教授 准教授 部課長級 教職員	

備考：(同左)

第5表 (外国からの赴任に係る移転料) (略)

第5表 (外国からの赴任に係る移転料) (同左)

第6表 (内国における赴任に係る扶養親族移転料)

第6表 (内国における赴任に係る扶養親族移転料)

旅費 の種類	支給の対象		金額
			(略)
扶養親族 移転料	(略)	12 歳 以上 の 者	1 当該職員等と同一の旧居住地から新居住地に移転する場合には、当該教職員に支給する交通費の同額並びに日当及び宿泊料の3分2の額を合わせた額
			2 1以外の場合には、交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分2に相当する額を合わせた額。ただし、交通費については、1による交通費の額を超えることができない。

旅費 の種類	支給の対象		金額
			(同左)
扶養親族 移転料	(同左)	12 歳 以上 の 者	交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分の2に相当する額を合わせた額。

改正前				改正後			
扶養親族移転料	(略)	12歳未満6歳以上の者	<p>1 当該職員等と同一の旧居住地から新居住地に移転する場合にあっては、当該教職員に支給する交通費の2分の1に相当する額並びに日当及び宿泊料の3分の1に相当する額を合わせた額</p> <p>2 1以外の場合にあっては、交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分1に相当する額を合わせた額。ただし、交通費については、1による交通費の額を超えることができない。</p>	扶養親族移転料	(同 左)	12歳未満6歳以上の者	<p>交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分の1に相当する額を合わせた額。</p>
		6歳未満の者	<p>当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとに当該職員等に支給する交通費の2分の1に相当する額を加算するものとする。</p>			6歳未満の者	<p>交通費における航空賃の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとに交通費における航空賃以外の実額を加算するものとする。</p>

備考：1 } (略)
2 }

3 同表の12歳以上の者及び12歳未満6歳以上の者の区分ごとの1並びに6歳未満の者の区分の交通費における航空賃については実額によることができるものとする。

備考：1 } (同 左)
2 }

第7表 (外国からの赴任に係る扶養親族移転料)

第7表 (外国からの赴任に係る扶養親族移転料)

旅費の種類	支給の対象	金額
扶養親族移転料	(略)	(略)
		<p>1 当該職員等と同一の旧居住地から新居住地に移転する場合にあっては、当該教職員に支給する交通費の同額並びに日当及び宿泊料の3分2の額を合わせた額</p> <p>2 1以外の場合にあっては、交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分2に相当する額を合わせた額。ただし、交通費については、1による交通費の額を超えることができない。</p>

旅費の種類	支給の対象	金額
扶養親族移転料	(同 左)	(同 左)
		<p>交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分の2に相当する額を合わせた額。</p>

改正前				改正後			
扶養親族移転料	(略)	12歳未満の者	<p>1 当該職員等と同一の旧居住地から新居住地に移転する場合にあっては、当該教職員に支給する交通費の2分の1に相当する額並びに日当及び宿泊料の3分の1に相当する額を合わせた額</p> <p>2 1以外の場合にあっては、交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分1に相当する額を合わせた額。ただし、交通費については、1による交通費の額を超えることができない。</p>	扶養親族移転料	(同 左)	12歳未満の者	<p>交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分の1に相当する額を合わせた額。</p>

備考：1 } (略)
2 }
3 同表の各年齢区分ごとの1の交通費における航空賃については実額によることができるものとする。

備考：1 } (同 左)
2 }

第8表 (旅行雑費)

旅費の種類	支給の対象	金額
旅行雑費	外国への出張又は外国からの出張等に係る次の料金等 空港使用料 旅券交付手数料 査証手数料(その取得に係る旅行代理店の手数料を含む。) 予防注射料 入出国税の額	実費額

第8表 (旅行雑費)

旅費の種類	支給の対象	金額
旅行雑費	外国への出張又は外国からの出張等に係る次の料金等 空港使用料 旅券交付手数料 査証手数料(その取得に係る旅行代理店の手数料を含む。) 予防注射料 入出国税の額 発券手数料 ESTA登録料	実費額